

【2013年7月3日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／第34号 ■

目次

【トピックス】

1. ご存じですか？「テレワーク相談センター」
2. ご存じですか？
「職場意識改善助成金」「労働時間等設定改善推進助成金」

【厚生労働省からのお知らせ】

- ◆「キャリアマップ」、「職業能力評価シート」の「導入・活用マニュアル」を作成しました。
～ビルメンテナンス業、アパレル業、ねじ製造業、旅館業～
 - ◆今月の雇用失業情勢
-

【トピックス1】ご存じですか？「テレワーク相談センター」

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方です。

テレワークを導入すれば、子育てや介護、病気やけがの治療をしながら、自宅で働くことができるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となります。また、災害や感染症の大流行などが発生した際、従業員に自宅で働いてもらうことにより事業の継続ができるなどのメリットもあります。

厚生労働省では、テレワークに関する、きめ細かな相談対応を通じて、適正な労働条件下における普及促進を図るため、「テレワーク相談センター」を設置しています。

- ◆「テレワーク相談センター」の概要
 - ・テレワークの導入・実施時の労務管理上の質問や相談を電話や電子メールなどで受付
 - ・テレワークの導入・実施時のQ & Aなどを掲載する専用ウェブサイトを運営

これまでのお問い合わせ対応については、9割以上の方にご満足いただいています。ぜひ、ご利用ください。

【テレワーク相談センター】

所在地：東京都千代田区神田駿河台 1-8-11

東京 YWCA 会館 303 社団法人日本テレワーク協会内

電話：0120(916)479、03(5577)4582 FAX：03(5577)4582

電子メール：sodan@japan-telework.or.jp

ホームページ：<http://www.tw-sodan.jp/index.html>

【トピックス2】 ご存じですか？

「職場意識改善助成金」「労働時間等設定改善推進助成金」

厚生労働省では、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆さまや中小企業団体を支援するため、助成金を支給しています。

[職場意識改善助成金]

●助成対象

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

●助成内容

取り組みに応じて助成コースを選ぶことができます。

(1) 職場意識改善コース

<支給対象となる取り組み>

- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家によるコンサルティング
- ・就業規則・労使協定等の策定・見直し

(2) 労働時間管理適正化コース

<支給対象となる取り組み>

- ・労務管理用ソフトウェア

- ・ 労務管理用機器
- ・ デジタル式運行記録計（デジタコ）
- ・ テレワーク用通信機器 など

●助成額

取り組みに要した経費の一部について、成果目標の達成状況に応じて支給します。

<計算方法>

「対象経費の合計額の1/2」×「成果目標の達成状況に応じた補助率」

(補助率)

- ・ 成果目標を2つとも達成： 3/3
- ・ 成果目標のどちらか一方を達成： 2/3
- ・ 成果目標のどちらも未達成： 1/3

(上限額)

- ・ 職場意識改善コース : 20万円
- ・ 労働時間管理適正化コース : 60万円

【助成金の概要】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

【都道府県労働局一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

[労働時間等設定改善推進助成金]

事業主団体としてのネットワークを活用して、傘下の事業場に対する相談、指導その他の援助の事業を自主的に行う中小企業事業主の団体に、その事業の実施に要した費用の一部を助成します。

【詳細はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/subsidy_worktime.html

【厚生労働省からのお知らせ】

▽▼「キャリアマップ」、「職業能力評価シート」の「導入・活用マニュアル」を作成しました。

～ビルメンテナンス業、アパレル業、ねじ製造業、旅館業～▲△

厚生労働省では、労働者各人の職業能力を客観的に評価するために、仕事をこなすのに必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例（職務遂行能力）」を業種、職種・職務別に整理した「職業能力評価基準」を策定しています。現在、業種横断的な事務系職種のほか、50業種について策定済みです。

【職業能力評価基準】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/index.html>

この職業能力評価基準を、より簡単に利用するためのツールとして、「ビルメンテナンス業」「アパレル業」「ねじ製造業」「旅館業」の4業種については、「キャリアマップ」「職業能力評価シート」と、その「導入・活用マニュアル」を新たに作成しています。

いずれのツールも厚生労働省のウェブサイトから無料でダウンロードできますので、ぜひ、人材育成にご活用ください。

【キャリアマップ】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/03.html>

【職業能力評価シート】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/04.html>

【キャリアマップ、職業能力評価シート、導入・活用マニュアル、リーフレットのダウンロード】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/07.html>

【お問い合わせ先】

厚生労働省職業能力開発局能力評価課職業能力評価推進係

電話：03(5253)1111(内線5936)

▽▼ 今月の雇用失業情勢 ▲△

6月28日に公表された5月の完全失業率は前月と同水準の4.1%、有効求人倍率

は前月より 0.01 ポイント改善し、0.90 倍となりました。

このように、雇用情勢は一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあります。

【労働力調査（総務省）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201305.pdf>

【一般職業紹介状況】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000354jt.html>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-